■■■施工状況報告の対象が追加されます■■■

●完了検査申請書及び中間検査申請書に添える書類について【2021年(令和3年)1月1日施行】

背景•目的

平成30年以降に一部の賃貸共同住宅の界壁において不適切な施工が判明したことなどへの対応として、より一層の工事監理の徹底に向け、一定規模以上の建築物に対し、建築基準法(以下、「法」という。)に基づく中間検査及び完了検査申請時に工事監理状況報告書等の提出を義務付けることとしました。

対象となる建築物と提出書類

呉市建築基準法施行細則第7条(3)に定める書類を改正し、**2021年(令和3年)1月1日以降に確認申請書を提出する建築物**について、完了検査申請書及び中間検査申請書に添える書類を次のとおりとします。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市の建築物については、添付を不要とします。

※呉市建築主事により、鉄骨工事施工状況報告書・コンクリート工事施工結果報告書の提出を求められた ものについては、下記の鉄骨工事監理状況報告書・コンクリート工事監理状況報告書の提出は不要です。

No.	対象となる建築物	添付書類	提出時期
1	鉄骨造の建築物 (階数3以上, 延べ面積500平方メートル超 又は柱スパン15メートル超)	•鉄骨工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※5
2	鉄筋コンクリート造の建築物 (階数3以上又は延べ面積500平方メートル超)	・コンクリート工事監理状況報告書・鉄筋工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※5
3	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 (階数3以上, 延べ面積500平方メートル超 又は柱スパン15メートル超)	・鉄骨工事監理状況報告書 ・コンクリート工事監理状況報告書 ・鉄筋工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時 ※5
4	敷地に土砂災害防止法※1に規定 する土砂災害特別警戒区域を含む 建築物※2 ※3	・土砂災害特別警戒区域に係る 対策工事状況報告書	確認申請時, 中間検査申請時 又は 完了検査申請時
5	地業工事の施工がある建築物 (構造耐力上主要な部分である基礎ぐい を施工するもの)	•地業工事監理状況報告書	中間検査申請時
6	建築物省エネ法※4に規定する 特定建築行為をしようとする 建築物	・省エネ基準工事監理状況報告書 (標準入力法) 又は・省エネ基準工事監理状況報告書 (モデル建物法)	完了検査申請時

- ※1:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ※2: 居室を有しない建築物又は建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物を除く
- ※3:法第12条第5項の規定による政令第80条の3の規定に適合することの確認図書を提出したものを除く
- ※4:建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ※5: 特定工程に係る建築物については、完了検査申請時に添付する報告書は中間検査後に行われた工事に係るものに限る